

福祉プラザの利用団体に登録してみませんか！！

(福祉に関係する市民団体、ボランティア団体などの皆さまへ)

福祉プラザは、市民の幅広い交流を促進し、子どもから高齢者まで世代を超えた総合的な福祉の拠点施設です。

福祉プラザの各施設は、「利用登録した団体」がご利用できます。登録できる団体は、公共的且つ公益的な社会福祉活動を行う市民団体及びボランティア団体などです。現在、65の団体の皆さまにご登録いただき、その活動の場として、福祉プラザ各施設をご利用いただいております。

今後の『活動の場』として、福祉プラザの利用登録団体に登録してみませんか！



【施設名】ボランティア室
【定員】24名

「ふれあい」の場
(交流・親睦会等)



【施設名】和室(18畳2間)

「話し合い」の場
(会議等)

福祉プラザでは
「4つの活動」
の場を提供します
(各施設)

- ・ボランティア室
- ・談話室
- ・ふれあいルーム
- ・和室

「ものづくり」の場
(作業等)



【施設名】談話室
【定員】6名

「学び」の場
(研修等)



【施設名】ふれあいルーム
【定員】18名

◆ 登録をご希望される団体は、下記によりお手続きをお願いします ◆

- 1 提出書類 福祉プラザ利用登録団体申請書
(当会ホームページ[鹿屋市社協で検索]によりダウンロードできます)
- 2 提出先 リナシティかのや(2階)福祉プラザ
- 3 登録条件 福祉に関係する市民団体及びボランティア団体で、申請書により申告された活動内容や目的から福祉の発展を目指すものであるかを管理者が判断し登録の可否を決定します。
- 4 問合せ先 鹿屋市市民交流センター福祉プラザ
(指定管理者: 鹿屋市社会福祉協議会)
TEL 0994-44-2951
担当: 総務課 永田, 北郷(木)り



《ご利用可能時間》
午前9時から午後10時まで
《休館日》
年末年始(12/29~1/3)

☆ 団体登録のメリット ☆

- 1 利用のご予約が電話で「可」
- 2 施設の利用料は「無料」
- 3 施設内で飲食が「可」
※アルコール飲料の持ち込みは禁止です。